



神野志隆光
Kohnoshi Takamitsu

本居宣長
『古事記伝』
を読む

IV





582

本居宣長

『古事記伝』

を読む

IV

神野志隆光

発行者

鈴木 哲

発行所

株式会社講談社



東京都文京区音羽二丁目一十二番一 一〇二一八〇〇一

電話（編集部）〇三―三九五―四九六三

（販売部）〇三―五三九五―五八一七

（業務部）〇三―五三九五―三六一五

もと
おり
のり
なが
本居宣長

こ
じ
き
でん
『古事記伝』を読む

IV

二〇一四年九月一〇日第一刷発行

著
者

こう
の
し
たか
みつ
神野志隆光

©Takamitsu Kohnoishi 2014

装幀者

奥定泰之

本文データ制作

講談社デジタル製作部

本文印刷

慶昌堂印刷 株式会社

カバー・表紙印刷

半七写真印刷工業 株式会社

製本所

大口製本印刷 株式会社

定価はカバーに表示してあります。

落丁本・乱丁本は購入書店名を明記のうえ、小社業務部あてにお送りください。送料小社負担にてお取り替えいたします。なお、この本についてのお問い合わせは、学術図書第一出版部選書メチエあてにお願いいたします。本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することはたとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。Ⓡ（日本複製権センター委託出版物）

ISBN978-4-06-258585-9 Printed in Japan
N.D.C.121.52 297p 19cm

32、	『古事記伝』三十二之卷・明宮上卷 アキラ ——宇遲能 ウジノ 和紀 ワキ 郎子 イラツコ をめぐつて	9
-----	--	---

33、	『古事記伝』三十三之卷・明宮中卷 ——宇遲能 オオササキノ 和紀 ミコト 郎子 ミコト と大雀 オオササキノ 命 ミコト の天下 オホササキノ の譲り合い	31
-----	--	----

34、	『古事記伝』三十四之卷・明宮下卷 アメヒボコ ——天の日矛 アキヤマシタビ と、秋山 オトコ の下氷 ハルヤマカスミ 壮夫 オトコ ・春山の霞 ハルヤマカスミ 壮夫	51
-----	--	----

35、	『古事記伝』三十五之卷・高津宮上卷 タカツ ——「聖帝」仁徳天皇	71
-----	---	----

36、	『古事記伝』三十六之卷・高津宮中卷 イワノヒメ ——石之日売 イワノヒメ の物語	91
-----	--	----

37、	『古事記伝』三十七之卷・高津宮下卷——歌物語をならべる	115
-----	-----------------------------	-----

38、	『古事記伝』三十八之卷・若桜宮卷・多治比宮卷——墨江 スミノエノナカツミ 中王 ミナモトノミナモト の反逆	133
-----	---	-----

39、『古事記伝』三十九之卷・遠飛鳥宮卷トオツアスカ——輕太子の物語——155

40、『古事記伝』四十之卷・穴穗宮卷——不名誉な天皇——177

41、『古事記伝』四十一之卷・朝倉宮上卷——歌物語のなかの雄略天皇——197

42、『古事記伝』四十二之卷・朝倉宮下卷——豊樂トヨノアカリのめでたい歌——219

43、『古事記伝』四十二之卷・甕栗宮卷ミカクリ、近飛鳥宮卷チカツアスカ、広高宮卷、列木宮卷ナミキ

——顯宗天皇・仁賢天皇の物語——

237

44、『古事記伝』四十四之卷・玉穗宮カナハシ、金簪宮ヒノクマ、檜桐宮、師木嶋宮オサダ、他田宮イケノベ、池辺宮、

倉椅宮クラハシ、小治田宮卷オハリダ——系譜記事だけの天皇たち——

263

『直毘靈ナオビノミタマ』について 282

あとがき 288

『本居宣長『古事記伝』を読む』全四卷事項索引 297



582

本居宣長

『古事記伝』

を読む

IV

神野志隆光

本居宣長『古事記伝』を読む
IV

目次

はじめに 6

32、	『古事記伝』三十二之卷・明宮上卷 アキラ ——宇遲能 ウジノ 和紀 ワキ 郎子 イラツコ をめぐつて	9
-----	--	---

33、	『古事記伝』三十三之卷・明宮中卷 ——宇遲能 オオササキノ 和紀 ミコト 郎子 ミコト と大雀 オオササキノ 命 ミコト の天下 オホササキノ の譲り合い	31
-----	--	----

34、	『古事記伝』三十四之卷・明宮下卷——天 アメ の日 ヒ 矛 ボコ と、秋山 アキヤマ の下氷 シタビ 壮夫 オトコ ・春山 ハルヤマ の霞 カスミ 壮夫 オトコ	51
-----	---	----

35、	『古事記伝』三十五之卷・高津宮上卷 タカツ ——「聖帝」仁徳天皇	71
-----	---	----

36、	『古事記伝』三十六之卷・高津宮中卷——石 イワノ 之日 ヒ 売 メ の物語	91
-----	--	----

37、	『古事記伝』三十七之卷・高津宮下卷——歌物語をならべる	115
-----	-----------------------------	-----

38、	『古事記伝』三十八之卷・若桜宮卷、多治比宮卷——墨江 スミノエノナカツミ 中王 ミナモトノミナモト の反逆	133
-----	---	-----

39、『古事記伝』三十九之卷・遠飛鳥宮卷トオツアスカ——輕太子の物語——155

40、『古事記伝』四十之卷・穴穗宮卷——不名誉な天皇——177

41、『古事記伝』四十一之卷・朝倉宮上卷——歌物語のなかの雄略天皇——197

42、『古事記伝』四十二之卷・朝倉宮下卷——豊樂トヨノアカリのめでたい歌——219

43、『古事記伝』四十二之卷・甕栗宮卷ミカクリ、近飛鳥宮卷チカツアスカ、広高宮卷、列木宮卷ナミキ

——顯宗天皇・仁賢天皇の物語——

237

44、『古事記伝』四十四之卷・玉穗宮カナハシ、金簪宮ヒノクマ、檜桐宮、師木嶋宮オサダ、他田宮イケノベ、池辺宮、倉椅宮クラハシ、小治田宮卷オハリダ——系譜記事だけの天皇たち——263

『直毘靈ナオビノミタマ』について282

あとがき288

『本居宣長『古事記伝』を読む』全四卷事項索引297

はじめに

『古事記伝』を読む』の最終巻です。Ⅰは十之巻まで（神代の前半、大国主神の誕生まで）を、Ⅱは十一之巻から二十之巻まで（神代の後半と神武天皇の巻まで）を、Ⅲは二十一之巻から三十一之巻まで（綏靖天皇から仲哀天皇まで）をあつかいました。Ⅳは三十二之巻から四十四之巻まで（応神天皇から推古天皇まで）をあつかいます。

『古事記伝』の名前はよく知られています。しかし、言説的などころをとりだして思想を論じたり、あるいは自分の間尺にあわせてとりだした記事をこねまわして宣長像をつくったり、『古事記』の解釈にあたつて部分的に参照したりするかたちで取り上げることはあっても、『古事記伝』自体を全体として読むことはなされてきませんでした。自分の都合で『古事記伝』を利用してきたのです。それは『古事記伝』にとつて不幸であつたといわねばなりません。このシリーズは、そうしたあつかいに対する批判をこめて、『古事記伝』自体を読むということに向かおうとしてきたものです。

いふなれば、まるごと『古事記伝』を読もうとしてきたのです。こうして、隅から隅まで『古事記伝』につきあうことを最後の巻まではたしてきて、『古事記伝』は『古事記』の注釈には違いないのですが、そういうだけではすまないことを深く感じます。『古事記』を、古代の空間に解き放ち、古代をからめとってしまうようにして定位するといふべきものとして、『古事記伝』はある、と思うことです。本書がそれを伝えられたならば幸いです。

凡例

『古事記伝』のテキストは筑摩書房刊行の『本居宣長全集』第九卷～第十二卷を用い、引用のあとのカッコ「」に全集のページ数を示します（32、33については第十一巻の、34以下は第十二巻のページのみ。他は巻とページ）。なお、見やすさのために、『古事記伝』の引用部分は、教科書体で示し、『古事記』本文の引用は、『古事記伝』の読みにしたがって読み下しのかたちにして枠で囲むことにしました。

『日本書紀』の引用は岩波文庫本の読み下し文によります。
『古事記』の注釈書にかんしては以下の略号でしめします。

国民古典全書—日本文学報国会編纂国民古典全書『古事記・祝詞・宣命』（澤瀉久孝校注、一九四五年、朝日新聞社）、古典全書—日本古典全書『古事記』（太田善磨・神田秀夫校注、一九六二～一九六三年、朝日新聞社）、岩波文庫—倉野憲司校注『古事記』（一九六三年）、『全註釈』—倉野憲司『古事記全註釈』（一九七三～一九八〇年、三省堂）、『注釈』—西郷信綱『古事記注釈』（一九七五～一九八九年、平凡社）、古典集成—新潮日本古典集成『古事記』（西宮一民校注、一九七九年、新潮社）、新編全集—新編日本古典文学全集『古事記』（山口佳紀・神野志隆光校注、一九九七年、小学館）。

32、

『古事記伝』三十二之卷・明宮上卷

——
宇遲能^{ウジノ}和紀^{ワキ}郎子^{イラツコ}をめぐつて

この巻から三十四之巻まで三巻をかけて『古事記』中巻の掉尾応神天皇をあつかいます。

応神天皇条は、天皇自身についての話というより、天皇の三人の御子（宇遲能^{ウジノワケ}和紀^{ワキ}郎子^{イラヅコ}・大山守命^{オオヤマミコト}・大雀命^{ミコトオオサザキミコト}）をめぐる話に比重をおいています。具体的にいうと、三人のうち弟である宇遲能和紀

郎子を皇位継承者と定めたこと、天皇崩後、宇遲能和紀郎子と兄大山守命とのあいだで皇位継承をめぐる争いがあったこと、大山守命を討った後、宇遲能和紀郎子と兄の大雀命とが皇位を譲りあい、宇遲能和紀郎子がいよいよ「崩」じて——宇遲能和紀郎子は即位しなかったのですが、天皇専用語である「崩」を用いています。このことは次の章でとりあげます——大雀命が即位したこと（仁徳天皇です）が、三人をめぐる語られます。これらが分量のうえでもこの天皇条の中心となっています。そして、天皇とは直接関係のない、遊離したふたつのまとまった説話（天の日矛^{アメヒボコ}の話と、秋山の下水^{シタビ}壮夫^{オトコ}・春山の霞^{カスミ}壮夫^{オトコ}の話）が最後に載ります。

『古事記伝』は、これを三巻がかりであつかうのですが、天の日矛の話と、秋山の下水壮夫・春山の霞壮夫の話は、切り離して下巻とします（三十四之巻）。この下巻の設定は当然と納得されます。上巻の区分は、上巻（三十二之巻）は、宇遲能和紀郎子を皇位継承者とさだめることと、その出生の話を中心とし、中巻（三十三之巻）は、この御世に、国主の大贄献上、百済の朝貢等があったということ、天皇崩後皇位継承をめぐる争いがあったということとを内容とするという分けかたになっています——この分けかたについては後で述べます（二一ページ）——。

宇遲能和紀郎子という名

三十二之巻は四段に分けられます。

第一段、宮、后と御子。

第二段、三人の御子の分担。

第三段、矢河枝比売ヤカワエヒメとの結婚、宇遲能和紀郎子の出生。（歌を含む。）

第四段、大雀命が髪長比売カミナガヒメを賜わること。（歌を含む。）

となります。第二、三段は宇遲能和紀郎子を主としたものです。

その宇遲能和紀郎子の名について注意されるのは、「郎子イラツコ」とあつて、「命ミコト」ではないことです。第二段においても、大山守命・大雀命の二人は「命」で呼ばれます。第一段の系譜記事のなかの御子たちも、男は「命」「王」とあつて、「郎子」は宇遲能和紀郎子ひとりだけです。ただ、そのことにかんして、『古事記伝』は立ち入りません。つぎのようにいふにとどまります。

郎子は、伊良都古イラツコと訓べきこと、郎女イラツメに對へて知べし、郎女の訓、又伊良の意など、皆上に出たり、（伝廿一の十葉廿二の七十葉）郎子と申す御名の例は、仁徳天皇の御子に、波多毘能大郎ハタビノオホイラツコ子、繼体天皇の御子に、大郎子オホイラツコなどあり、（四四六―四四七）

つまり、女性を「郎女イラツメ」ということの對で、したがつてイラツコと訓むのであり、他にも例があるといふのです。

しかし、「郎子」の例としてあげられた二人のうち、波多毘能大郎子は、「亦の名は大日下王オホクササノミコ」とあつて、「王ミコ」とも呼ばれます。たんに「郎子」というのは他に大郎子しかいません。また、天皇となつた御子は例外なく「命」と呼ばれるのですから、この呼称は問題とするに足りません。『古事記伝』

はこのことを意識していなかったのでしょうか。

そうは思われません。三十三之巻において、大山守命を討つ話のなかでのこの御子の呼びかたに楽しんできわめて鋭敏に反応しているからです。

応神天皇崩後、大雀命は天皇の命にしたがつて天下を宇遲能和紀郎子に譲ったが、大山守命は天下をみずから得ようとして、弟を殺そうとしたといい、こうあります。

是に大山守命は、天皇之命に違ひて、猶天の下を獲むとして、其の弟皇子を殺さむの情有りて、竊に兵を設けて攻めむとしたまひき。

現代語訳

ところで大山守命は、天皇の仰せに背いて、やはり天下を手に入れようと思つて、その弟皇子を殺そうという心があつて、ひそかに兵士を用意して攻撃しようとされた。

ここに「皇子」とあることに、『古事記伝』は注意します。

弟皇子は、宇遲王なり、さて御子を皇子と書くこと、記中に此を除ては例なし、〔五二五〕

「皇子」という表記の例はこの他にないというのですが、いうとおりで異例です。さらに、あとには